

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の交付決定の取消し

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第21条第1項

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 対象事業者が、対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則の規定又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。
- 2 対象事業者が、この規則の規定又は決定内容等に違反したとき。
- 3 補助事業者等が、第13条又は第16条第2項後段の規定による指示に従わないとき。

処分基準 1 不利益処分をする基準

次のいずれかに該当する場合に、不利益処分を行う。

- (1) 対象事業者が、対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則の規定又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。
- (2) 対象事業者が、この規則の規定又は決定内容等に違反したとき。
- (3) 補助事業者等が、第13条又は第16条第2項後段の規定による指示に従わないとき。

2 不利益処分の内容及び程度

- (1) 内容 補助金の交付決定の取り消し
- (2) 程度 全部又は一部

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の交付決定の取消補助金の決定内容等

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第21条第3項

知事は、第一項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

一 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

二 次のいずれの事由（対象事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

イ 対象事業者が、対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

ロ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金等又は間接県費補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ハ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

処分基準 1 不利益処分をする基準

天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなった場合、その他やむを得ない事情により特別の必要が生じた場合に、不利益処分を行う。

[備考] 補助事業のうち既に遂行した部分については、この不利益処分の対象外とする。

2 不利益処分の内容及び程度

(1) 内容 補助金の交付決定の取り消し又は補助金の決定内容若しくは条件の変更

(2) 程度 交付決定の取り消しについては、全部又は一部

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の返還命令

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第22条第1項

知事は、前条第一項又は第三項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

処分基準 1 不利益処分をする基準

補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときに、不利益処分を行う。

2 不利益処分の内容及び程度

- (1) 内容 期限を定めて、補助金の返還命令
- (2) 程度 補助事業の取り消しに係る部分

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の返還命令

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第22条第2項

知事は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金等を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

処分基準 1 不利益処分をする基準

交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金を既に支払っているときに不利益処分を行う。

2 不利益処分の内容及び程度

- (1) 内容 期限を定めて、補助金の返還命令
- (2) 程度 補助事業の取り消しに係る部分

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の返還に係る加算金の徴収

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第23条第1項

前条の規定により補助金等の返還を命ぜられた者（以下「返還義務者」という。）は、その命令が第21条第1項の規定による交付決定の取消しに基づくものであるときは、当該補助金等を受領した日（以下「受領日」という。）から返還を命ぜられた額（以下「返還命令額」という。）の納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

処分基準 1、 不利益処分をする基準

補助事業者が、補助金の交付決定の取り消しにより補助金の返還を命ぜられたときに、不利益処分を行う。

2 不利益処分の内容及び程度

(1) 内容 加算金の県への納付

(2) 程度 補助金の返還命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日。その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次遡りそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還の命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、10.95パーセントの割合で計算した加算金

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の返還に係る延滞金の徴収

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第23条第3項

返還義務者は、返還命令額を指定された納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日からその納付を完了した日までの日数に応じ、その納付しなかった額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付しなかった額から既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

処分基準 1 不利益処分をする基準

補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、納付期日までに納付しなかった場合に、不利益処分を行う。

2 不利益処分の内容及び程度

(1) 内容 延滞金の県への納付

(2) 程度 納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、10.95パーセントの割合で計算した延滞金

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

他の補助金の交付の一時停止
他の補助金と未納付額との相殺措置

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第24条

知事は、返還義務者が返還命令額又はその加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該返還義務者が行う同種の補助事業等について支払うべき補助金等があるときは、相当の限度においてその支払いを一時停止し、又は当該補助金等とその納付していない額とを相殺することができる。

処分基準 1 不利益処分をする基準

返還義務者が返還命令額又はその加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該返還義務者が行う同種の補助事業等について支払うべき補助金があるときに、不利益処分を行う。

2 不利益処分の内容及び程度

(1) 内容 相当の限度における補助金の交付の一時停止又は補助金と未納付額との相殺措置

(2) 程度 未納付額相当